

感染症サーベイランスシステムについて

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第12条～第14条に基づき、診断医師や獣医師から届出のあった感染症に関する情報は、保健所が感染症サーベイランスシステムに入力することで都道府県・国に報告を行っている。
- 本システムでは、HER-SYSと同様に、令和4年10月31日より、**医療機関等がオンライン入力によって発生届を保健所へ報告することが可能となった。**
- 感染症法改正により、令和5年4月1日から、発生届等について本システム上での報告が、**感染症指定医療機関の医師は義務化、それ以外の医師については努力義務化**された。
- インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも情報の入力・閲覧が可能。
(システムから発行された利用者ID・パスワードに加えて、電話番号、SMS又はメールアドレスを用いた二要素認証が必要)

